

1 全般について		
No.	Q (内容)	A (答え)
1	補助対象となる「中小法人等及び個人事業者等」の定義を教えてください。	<p>「中小法人等」とは、普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下の事業者をいいます。ただし、大法人（資本金の額が5億円以上ある法人等一定の法人）との間に当該大法人による完全支配関係にある普通法人は除きます。</p> <p>「個人事業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。 ア 個人で開業し、主たる収入を事業所得で確定申告した個人事業者 イ 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業収入を主たる収入として、雑所得又は給与所得で確定申告した個人事業者</p>
2	貨物自動車運送業の定義を教えてください。	貨物自動車運送事業法第2条に規定される、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び、貨物軽自動車運送事業をいい、有償で自動車を利用して貨物を運送する事業をいいます。一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業については、国土交通大臣の許可（同法第3条、第35条）が、貨物軽自動車運送事業については、国土交通大臣への届け出（同法第36条）が必要となっています。
3	本補助金は課税の対象になるか。	課税の対象となりますので、確定申告書等の収入に算入してください。
2 補助対象について		
No.	Q (内容)	A (答え)
4	小規模企業者や個人事業主も対象になるか。	対象になります。
5	市内に本社、本店を置く自動車運送業とあるが、どの車両が対象となるのか。	三島市内の事業所にて登録されている事業用自動車（いわゆる営業車両）を対象とします。
6	登記上の本店の所在地は市外であるが、本社機能を市内に有する場合、対象となるか。	三島市内の事業所に本社機能を有することが確認できる場合は対象となる可能性がありますので、商工観光課までご相談ください。
7	営業ナンバー所有車のみを対象とするのはなぜか。	道路運送法第4条、第43条及び貨物自動車運送事業法第3条、第35条、第36条の規定に基づき、国土交通大臣の許可又は届け出を行った「事業用自動車」を対象としています。燃油価格高騰に伴う価格転嫁が難しい運送業を支援するという観点から、営業ナンバー（緑・黒）のみを対象とし、自社物流に関しては対象外としました。
8	引越業者は対象となるか。	引越業者で一般貨物自動車運送事業の許可を得ているもの、又は貨物軽自動車運送事業の届出をしているものは対象となります。
9	産業廃棄物収集運搬業者や霊柩車は対象となるか。	一般貨物自動車運送事業にあたるので対象となります。

10	バイク便は対象となるか。	軽貨物運送事業には二輪の自動車も含まれますが、本補助金は、燃料費の高騰による影響をより大きく受けていると考えられる四輪の自動車のみを対象としているため、対象外となります。
11	補助金の交付は、1事業者1回までとあるが、複数の事業や店舗を営んでいる場合、各々申請することはできるか。	同一の法人もしくは個人が複数の店舗、事業、業種を営んでいる場合、全事業で1事業者となりますので、法人または個人事業主単位で申請してください。
12	同じ代表者名義で異なる会社を設立している場合、各々申請することは可能か。	各々の会社が補助対象の条件を満たしていれば、申請可能です。法人または個人事業主単位で申請してください。
13	市税を滞納している場合、補助金の対象外となるのか。	分納や納税猶予の手続きを行っている方は対象となる場合がありますので、商工観光課（055-983-2695）へご相談ください。なお、分納・納税猶予の相談や手続きについては市税収納課（055-983-2629）へお願いいたします。
3 申請書類について		
No.	Q（内容）	A（答え）
14	【法人の場合】売上高が確認できる書類は、具体的にどのようなものを用意すればよいか。	前期分の売上高については、令和3年度分の法人事業概況説明書や青色申告決算書など（2ページ目まで）、 今期分の売上高については、法人事業概況説明書や確定申告書を作成するために使用する予定の該当月の売上台帳、売上帳簿、試算表などのいずれかの写しをご提出ください。
15	【個人事業主の場合】売上高が確認できる書類は、具体的にどのようなものを用意すればよいか。	前期分の売上高については、令和3年度分の所得税青色申告決算書など（2ページ目まで）、 今期分の売上高については、確定申告書を作成するために使用する予定の該当月の売上台帳、売上帳簿、試算表などのいずれかの写しをご提出ください。
16	今年分の売上高を証明する書類で、売上台帳（売上帳簿、試算表も同様）を提出する場合、指定の様式はあるか。	様式の指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳などでも構いません。 ただし、当該書類に該当の年月、売上高の合計額が明確に記載されている必要があります。
17	【法人の場合】三島市内に本社又は本店があることがわかる書類は、具体的にどのようなものを用意すればよいか。	登記事項証明書の写しをご提出ください。
18	【個人事業主の場合】三島市内に本社又は本店があることがわかる書類は、具体的にどのようなものを用意すればよいか。	所在地が確認できる書類（確定申告書（第一表）、開業届、営業許可証などのいずれかの写し）をご提出ください。

19	確定申告書には收受印がない場合はどうすればよいか。	提出していただく確定申告書の控えには、必ず收受印が押印されているものを市へご提出ください。 (税務署印、税理士印、青色申告印など) 確定申告書の控えに收受印が押印されていない場合は、確定申告書に加えて、以下のいずれかをご提出ください。 1 e-Taxの受信通知 2 税理士による押印及び署名がなされた月ごとの事業収入を証明する書類 ※任意様式 3 納税証明書その2 (所得金額の証明) 証明年度は令和元年、法人の場合は直前の事業年度となります。 税務署で申請可能です。
20	確定申告書に受付番号の印字がある場合は、それが收受印の代わりになるか。	受付日時が印字されている場合は、收受印に代えることができます。
21	補助金の振込先口座は申請者名義の口座でなければならないのか。	本補助金の振込先口座は、申請者名義の口座としてください。 法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は事業主名義の口座としてください。
22	通帳の写しは写真でも問題ないか。	記載内容が明確に確認できれば写真 (WEB画面のスクリーンショット等) でも可能です。
23	当座預金、ネットバンキングのため通帳がない場合、どうすればよいか。	銀行名、支店名、口座種別、口座番号、名義人 (フリガナ) がわかる部分の写し等を提出してください。
4 申請手続きについて		
No.	Q (内容)	A (答え)
24	補助対象期間はいつか。	申請時の車両台数をもって、申請していただきます。 申請期間は10月17日 (月) から12月28日 (水) までです。
25	必要書類はなにか。	申請書・誓約書・請求書のほか、事業を実施するにあたっての国への申請書類等 (事業計画書の届) と車検証、三島市で事業を実施していることの証明書 (確定申告書、法人登記等)、直近1年間の月ごとの売上高が確認できる書類等です。 詳細はHPをご参照ください。
26	必要書類はどのように提出すればよいか。	郵送によりご提出ください。 <郵送先> 〒420-0857 静岡市葵区御幸町8-1 JADEビル4階 運送事業者支援補助金事務局 宛て
27	市役所へ提出してもよいか。	市役所ではなく、上記事務局へご送付いただきますようお願いします。
28	郵送する場合は、普通郵便でも大丈夫か。	未然にトラブル等を防止するため、ご負担をおかけして申し訳ありませんが、郵便物の追跡記録を確認できる特定記録郵便等をご利用ください。

29	インターネット環境がない場合、申請書はどのように入手すればよいか。	市役所本館玄関受付、大社町別館 1 階受付及び 2 階商工観光課に配架します。
30	申請内容の審査状況やいつ振込みされるのか知りたい。	個別の状況における問い合わせについては、対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。 なお、書類等に不備がある場合は、申請書に記入いただく連絡先に市の担当者からご連絡いたします。
31	申請書類は返却されるか。	ご提出いただいた書類等は返却いたしません。